ĺ		意匠分類記号		意匠分類の名称
	W	1	迪	i像

対応する旧会に八:	**	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
対応する旧意匠分割		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品
参考分類•参考物品	P	
分類記号		分類の名称 または 物品の名称
再掲載指示		
分類記号		分類の名称 または 物品の名称
この分類に含まれる	5物品	
古 士		

定義

画像意匠、又は、物品若しくは建築物の部分としての画像を含む意匠のうち、画像部分のみを意匠登録を 受けようとする部分とするもの。

この分類は(N3 画像デザイン)に分類される意匠の小分類の下位に展開される。(例:N3·10 W)



意匠登録第 1699807 号 (N3-12 W)



情報表示機能付き電子計算機 値入力操作及び入力値表示用画像 意匠登録第 1701755 号 (N3-10 W)

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

物品若しくは建築物の部分として画像を含む意匠のうち、画像部分以外の部分、すなわち、筐体の部分、に 意匠登録を受けようとする部分を有する場合は、それぞれの物品若しくは建築物の分類を付与した上で、 下位分類であるW10~W19を付与する。

分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

<①画像意匠>又は<②物品等の部分に画像を含む意匠のうち、画像部分についてのみ意匠登録を受けようとする意匠>である場合は、N3 台(画像デザイン)の意匠分類を付与し、加えて、この分類(W)を付与する。一方、<③物品等の部分に画像を含む意匠のうち、筐体部に意匠登録を受けようとする部分が現れる意匠>である場合は、N3 台(画像デザイン)ではなく、当該物品等の意匠分類を付与し、加えて、この分類の下位分類である W10~W19 を付与する。

過去に分類した物品の名	弥	

	意匠分類記号		意匠分類の名称
W10		>	/11~19に属さないその他の画像

対応する旧意匠分	類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」						
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品						
参考分類•参考物品	급							
分類記号		分類の名称 または 物品の名称						
再掲載指示	Т							
分類記号		分類の名称 または 物品の名称						
	7 1/- 17							
この分類に含まれる	5物品	T						
- -								
定義	- 	ないと判断された画像であること。						
VV ~ VV 907	-も該ヨし	よいて土室でんだのである。						
他の意匠分類との関係	系(含まれた	ない物品、意匠)						
W11~W19の画像	W11~W19の画像							
分類付与運用メモ	(付与優先	:関係、懸案事項など)						
過去に分類した物品	品の名称							

	意匠分類記号		意匠分類の名称
١	V11	愇	靜報入力操作用画像

対応する旧意匠分割	類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」				
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品				
参考分類•参考物品	1					
分類記号		分類の名称 または 物品の名称				
再掲載指示						
分類記号		分類の名称 または 物品の名称				
この分類に含まれる	分類に含まれる物品					
定義	定義					

<概要>

機能実行操作部(W12参照)及び情報閲覧表示部(W13参照)を有さず、<u>情報入力操作部(下記)のみ有する画像であること。</u>

<「情報入力操作部」について>

- ①指定エリア(空欄)に任意の情報(文字、音声等)を入力するもの、また写真、動画等の撮影をすると考えられるもの。
- ②表示された選択肢から単一または複数選択することで入力し、画像上で入力結果が確認できるもの。なお、入力操作しても画像は遷移しないものであること。

<分類付与の判断対象としない要素>

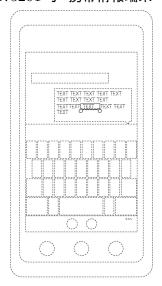
- ・OSやブラウザ等によって表示されるメニューバー
- ・画面を閉じたり、ソフトウェア等を終了させる構成要素。(一般的に×ボタンや、閉じるボタン等が該当)
- ・ソフトウェアキーボード等の実行系のボタン
- ・フリック等の画面操作による画面遷移
- ・操作ボタン等の説明のための文字表示
- ・タイトル、背景
- ・バナー(広告・宣伝用のアイコン)
- ·SNS アプリ等の別アプリケーションを起動するアイコン

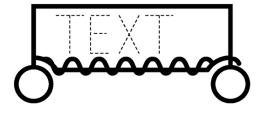
<主な例>

- ・テキスト入力エリア、描画エリアで、直接キーボードやマウス操作等により、文字や図形を入力する操作画像。
- ・テキスト入力エリア等にソフトウェアキーボードやピッカー、スライダー等により、文字や数字等の選択をする操作画像。
- ・あらかじめ用意されている選択肢の中からリストボックスやプルダウンリスト、ラジオボタン、チェックボックス等により、項目の選択をする操作画像。
- ・カメラ、マイク等の装置を使い、情報を入力するための操作画像。

<図例>

意匠登録第 1475201 号 携帯情報端末



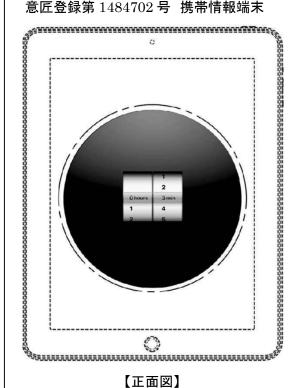


【部分拡大図】

【正面図】

【意匠に係る物品の説明】 本物品は、通話機能等を有する携帯情報端末として使用することができる。正面図の表示部に表された画像は、本物品の有する機能のうち、文章等の編集機能を発揮できる 状態にするための操作に用いられ、メッセージ中の任意の文字列を選択する操作を行う。

意匠登録第 1484702 号 携帯情報端末



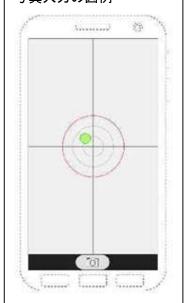
【意匠に係る物品の説明】図に表された画像は、 携帯情報端末のタイマーの時間を設定する機能を 発揮できる状態にするために用いることができる。



ピッカーの図例



写真入力の図例



携帯情報端末機 意匠登録第 1475040 号

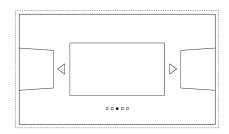
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

情報入力操作部及び情報閲覧表示部を有さず、機能実行操作部のみ有する画像はW12。 情報入力操作部及び機能実行操作部を有さず、情報閲覧表示部のみ有する画像はW13。 情報入力操作部、機能実行操作部、情報閲覧表示部のうち、複数の構成要素を有する画像はW14。

<付与の優先ルールについて>

一つの構成要素が情報入力操作部、機能実行操作部、情報閲覧表示部のいずれか2以上を兼ねる場合は、W11(情報入力操作部含む)、W12(機能実行操作部含む)、W13(情報閲覧表示部含む)の順に優先して分類を付与する。

なお、W14の付与判断(複数の構成要素を有するもの)と混同しないように注意する。



図例(意匠登録第 1479893 号:テレビジョン受像機) 中央の矩形部は、一つの構成要素で情報閲覧表示部(W13)と機能実行 操作部(W12)を併せ持つが、優先ルールにしたがって W12 が付与され る。

<意匠登録出願への分類付与>

- ・参考図のみに画像が表されている場合は、Wを付与しない。
- ・画像部分が破線等で表されていても、Wを付与する。
- ・画像部分に実線と破線が混在している場合、両者を等しく分類付与の判断対象として扱う。(破線部を 分類付与の判断対象から除外しない。)
- ・必要図と参考図で表される画像が異なる場合、必要図のみを分類付与の判断対象とする。

分類付与運用メモ(付与優	憂先関係、懸案事項など)	
過去に分類した物品の名		

	意匠分類記号		意匠分類の名称
W	W12		能実行操作用画像

対応する旧意匠分	類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※ 分類の名称 または 移行した物品
参考分類•参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
この分類に含まれる	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -
定義	

<概要>

情報入力操作部(W11参照)及び情報閲覧表示部(W13参照)を有さず、機能実行操作部(下記)のみ有する画像であること。

<「機能実行操作部」について>

選択指示を行なうことにより、画像が変化・遷移(表示画像の一部でも遷移・変化するものを含む)すると考えられるもの。

<分類付与の判断対象としない要素>

- ・OSやブラウザ等によって表示されるメニューバー
- ・画面を閉じたり、ソフトウェア等を終了させる構成要素。(一般的に×ボタンや、閉じるボタン等が該当)
- ・ソフトウェアキーボード等の実行系のボタン
- ・フリック等の画面操作による画面遷移
- ・操作ボタン等の説明のための文字表示
- タイトル、背景
- ・バナー(広告・宣伝用のアイコン)
- SNS アプリ等の別アプリケーションを起動するアイコン

<主な例>

・ボタン等を選択することで、画面遷移や機能動作が発生する操作画像。

(なお、選択することで詳細表示を行う画像や動画のサムネイル表示、選択することで予定を入力が可能となるカレンダー等のように形状はボタンであるとは限らない。)

- ・メニューバー、タブ、一覧表示リスト等を選択することで、画面遷移や機能動作が発生する操作画像。
- ・アイコン等でアプリケーションの起動や機能の呼び出しが発生する操作画像。
- ・テキストリンクアンカーや画像リンク等を選択することで、画面遷移が発生するウェブサイトの画像。

<図例>

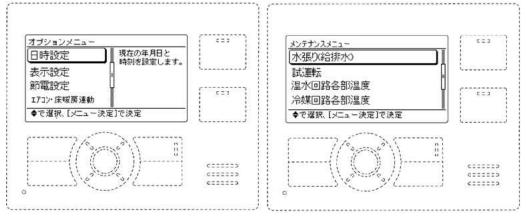
意匠登録第 1241037 号 電子学習機



【意匠に係る物品の説明】

本物品は、動画や音声等も含んだ電子書籍のコンテンツを表示する機能等を有する電子学習機であり、意匠登録を受けようとする部分は通電状態におけるメニュー画面である。画面上半分に表示された書籍の背表紙は、各々固有のコンテンツやアプリケーションに関連付けられたアイコンとして機能するものであり、いずれかの背表紙部分を選択指定することにより関連付けられたコンテンツやアプリケーションの画面に遷移する。

意匠登録第 1506583 号 温水暖房機用リモートコントローラ

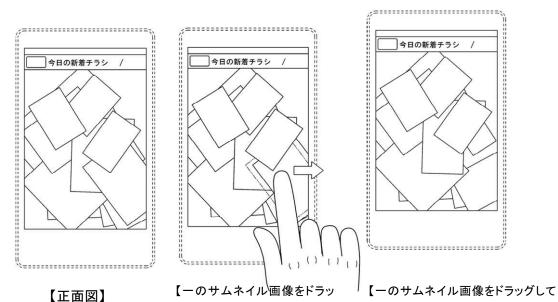


【正面図】

【変化した状態を示す正面図】

【意匠に係る物品の説明】 本物品は、温水暖房機本体と通信電線にて接続され温水暖房機の運転操作等を行うもので、床暖房等を行う室内の壁面に備え付けられ、リモートコントローラとして使用されるものである。正面図中の表示部に表された画像はスイッチが操作されることで、横長方形状の枠が上下に移動することで選択し、この状態で決定スイッチを押圧すると、例えばメンテナンスを選択した場合は、変化した状態を示す正面図の表示に切り替わり順次操作を行うものである。

意匠登録第 1479919 号 携帯情報端末



グしている状態の参考図】

画面から消去した状態の正面図】

【意匠に係る物品の説明】 本物品は、通信ネットワークを介して配信される電子チラシ(折り込みチラシ等の広告情報を電子データ化したもの)の閲覧機能を有し、高速データ通信機能、ウェブブラウジング機能、通話機能を併せ持つ、タッチセンサ式のディスプレイ表示部を備えた携帯情報端末であり、表示部に表された画像は、電子チラシ閲覧機能を発揮するための表示画面である。本表示画面に表された大小の長方形の画像は、電子チラシのサムネイル画像に相当し、正面図及び「使用状態を示す参考図」に示した様に、日々受信される電子チラシのサムネイル画像が実際の折り込みチラシのごとく重なった状態で表示される。本表示画面において、ユーザは所望の電子チラシのサムネイル画像をタップすることにより本物品が受信した電子チラシを閲覧することができる他、「一のサムネイル画像をドラッグしている状態の参考図」及び「一のサムネイル画像をドラッグして画面から消去した状態の参考図」に示した様に、閲覧不要な電子チラシはサムネイル画像を画面外にドラッグすることにより、当該サムネイル画像を本表示画面から消去して整理することが可能である。



【意匠に係る物品の説明】 正面図及び正面図の表示部拡大図に表された画像は、ゲームや交流(ソーシャライジング) 機能を発揮できる状態にするための操作に用いられる画像である。

【正面図】

【アイコンのみの拡大図】

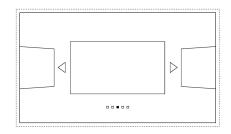
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

機能実行操作部及び情報閲覧表示部を有さず、情報入力操作部のみ有する画像はW11。 情報入力操作部及び機能実行操作部を有さず、情報閲覧表示部のみ有する画像はW13。 情報入力操作部、機能実行操作部、情報閲覧表示部のうち、複数の構成要素を有する画像はW14。

<付与の優先ルールについて>

一つの構成要素が情報入力操作部、機能実行操作部、情報閲覧表示部のいずれか2以上を兼ねる場合は、W11(情報入力操作部含む)、W12(機能実行操作部含む)、W13(情報閲覧表示部含む)の順に優先して分類を付与する。

なお、W14の付与判断(複数の構成要素を有するもの)と混同しないように注意する。



図例(意匠登録第 1479893 号:テレビジョン受像機)

中央の矩形部は、一つの構成要素で情報閲覧表示部(W13)と機能実行操作部(W12)を併せ持つが、優先ルールにしたがって W12 が付与される。

<意匠登録出願への分類付与>

- ・参考図のみに画像が表されている場合は、Wを付与しない。
- ・画像部分が破線等で表されていても、Wを付与する。
- ・画像部分に実線と破線が混在している場合、両者を等しく分類付与の判断対象として扱う。(破線部を 分類付与の判断対象から除外しない。)
- ・必要図と参考図で表される画像が異なる場合、必要図のみを分類付与の判断対象とする。

分類付与運用メモ(付与個	憂先関係、懸案事項など)	
過去に分類した物品の名	称	
_		

意匠分類記号意匠分類の名称W13情報閲覧表示用画像

対応する旧意匠分	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」							
旧意匠分類記号	※ 分類の名称 または 移行した物品							
参考分類•参考物品								
分類記号	分類の名称 または 物品の名称							
再掲載指示								
分類記 号	分類の名称 または 物品の名称							
この分類に含まれる	この分類に含まれる物品							
定義		_						

<概要>

情報入力操作部(W11参照)及び機能実行操作部(W12参照)を有さず、<u>情報閲覧表示部</u>(下記)のみ有する画像であること。

<「情報閲覧表示部」について>

画像の操作は伴わない閲覧を目的とした情報が表示されているもの。

<分類付与の判断対象としない要素>

- ・OSやブラウザ等によって表示されるメニューバー
- ・画面を閉じたり、ソフトウェア等を終了させる構成要素。(一般的に×ボタンや、閉じるボタン等が該当)
- ・ソフトウェアキーボード等の実行系のボタン
- ・フリック等の画面操作による画面遷移
- ・操作ボタン等の説明のための文字表示
- ・タイトル、背景
- ・バナー(広告・宣伝用のアイコン)
- ·SNS アプリ等の別アプリケーションを起動するアイコン

<主な例>

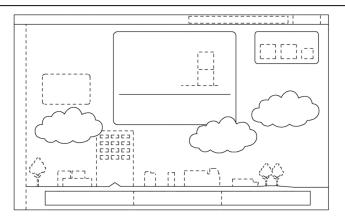
・テキストエリア(操作ボタン等の説明のための文字表示除く)や画像表示エリア等で構成され、表示された情報だけでは機能選択、画面操作などの操作が行えない画像。(テキスト、画像、動画、音楽波形、ウェブサイトのリンクの無い文字情報や画像等)

<図例>

【意匠に係る物品の説明】

本願物品は、電力などのエネルギーの供給や消費量などが集中的に管理されている地域において、ビルなどの個別ごとに消費量を表示させる管理機である。消費量などの状況を確認するビルなどを選択すると、表示画面の下方に表示されているビルなどの下方に、消費電力量に見合ったエコポイントなどが表示され、表示画面中央部には現在までに消費している本日の消費電力量に関する情報が表示される。

意匠登録第 1475625 号 エネルギー環境管理機

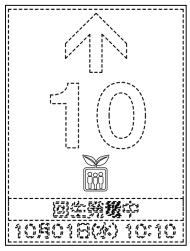


【表示画面の拡大図】

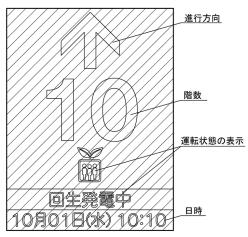


【実施状態を示す参考図】

意匠登録第 1475618 号 エレベーター用液晶表示器



【正面図】



【表示内容を示す参考正面図】

【意匠に係る物品の説明】

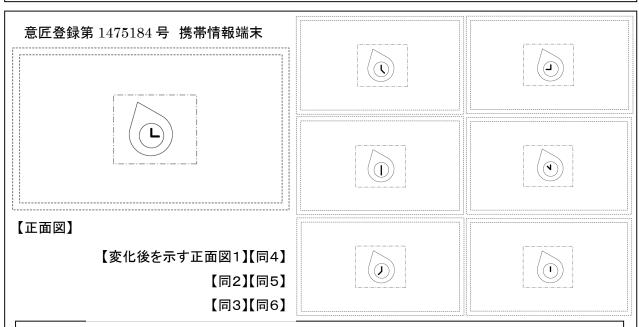
本物品は、主としてエレベーターの操作盤に組み込んで使用する液晶表示器であって、進行方向、階数及び日時等の表示に加え、降下時や減速時に発電した電気(回生電力)を返還する際の運転状態を表示するものである。また、「表示内容を示す参考正面図」に表された運転状態の表示部分の画像は、初期状態において、正面視で上段の表示部内の種々の位置、例えば表示部の右上方や左上方等に表示させることが可能である。本物品の「正面図」に表された図形及び文字等は、通電状態において表れるものである。

意匠登録第 1419682 号 角度測定器



【正面図】

【意匠に係る物品の説明】本物品は加工中の板金の曲げ角度測定と通常角度測定の2通りの機能を備えている。板金曲げ角度と通常角度の切り替えはMODEボタンで行う。(以下略)



【意匠に係る物品の説明】本物品は、タブレット型の携帯情報端末として使用することができる。表示部に表された画像は、本端末にコンテンツをローディングしている状態の変化を表わすものである。

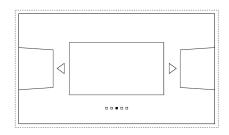
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

機能実行操作部及び情報閲覧表示部を有さず、情報入力操作部のみ有する画像はW11。 情報入力操作部及び情報閲覧表示部を有さず、機能実行操作部のみ有する画像はW12。 情報入力操作部、機能実行操作部、情報閲覧表示部のうち、複数の構成要素を有する画像はW14。

<付与の優先ルールについて>

一つの構成要素が情報入力操作部、機能実行操作部、情報閲覧表示部のいずれか2以上を兼ねる場合は、W11(情報入力操作部含む)、W12(機能実行操作部含む)、W13(情報閲覧表示部含む)の順に優先して分類を付与する。

なお、W14の付与判断(複数の構成要素を有するもの)と混同しないように注意する。



図例(意匠登録第 1479893 号:テレビジョン受像機) 中央の矩形部は、一つの構成要素で情報閲覧表示部(W13)と機能実行 操作部(W12)を併せ持つが、優先ルールにしたがって W12 が付与され る。

<意匠登録出願への分類付与>

- ・参考図のみに画像が表されている場合は、Wを付与しない。
- 画像部分が破線等で表されていても、Wを付与する。
- ・画像部分に実線と破線が混在している場合、両者を等しく分類付与の判断対象として扱う。(破線部を 分類付与の判断対象から除外しない。)
- ・必要図と参考図で表される画像が異なる場合、必要図のみを分類付与の判断対象とする。

分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)		
過去に分類した物品の名	际	
		分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など) 過去に分類した物品の名称

	意匠分類記号		意匠分類の名称
W14		袳	百画像

対応する旧意匠分割	類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品	
参考分類·参考物品	1		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる	5物品		
定義			

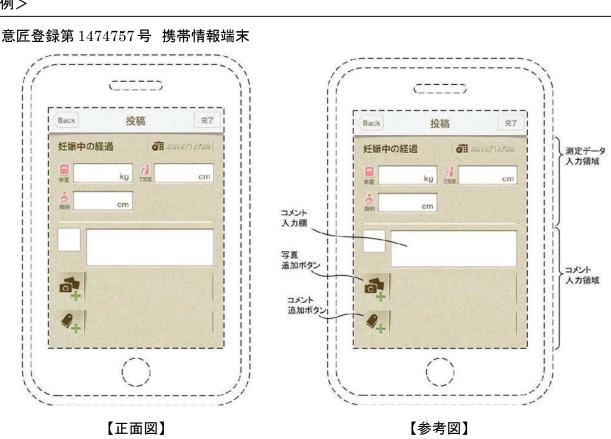
<概要>

情報入力操作部(W11)、機能実行操作部(W12)、情報閲覧表示部(W13)のうち、複数の構成要素を有する画像であること。

<分類付与の判断対象としない要素>

- ・OSやブラウザ等によって表示されるメニューバー
- ・画面を閉じたり、ソフトウェア等を終了させる構成要素。(一般的に×ボタンや、閉じるボタン等が該当)
- ・ソフトウェアキーボード等の実行系のボタン
- ・フリック等の画面操作による画面遷移
- ・操作ボタン等の説明のための文字表示
- ・タイトル、背景
- ・バナー(広告・宣伝用のアイコン)
- ·SNS アプリ等の別アプリケーションを起動するアイコン

<図例>



【意匠に係る物品の説明】本物品は、カメラ、メール、ブラウジング、辞書、文章作成、データ作成、データの送受信、音楽再生、動画再生、音声認識、音声入出力等に係る機能を有し、タッチパネル式の画面表示部を備えた携帯情報端末である。正面図に表された画像は、各市町村から交付される母子健康手帳と同様に、妊産婦と新生児・乳幼児の健診や予防接種等の記録及び管理を行う機能を発揮するための操作に用いられる画像である。正面図及び参考図に示すように、画面表示部に表示される画像は、妊婦の体重や腹囲等の測定データを操作者に入力させる「測定データ入力領域」と、妊娠中の状態に関してコメントや写真を入力させる「コメント入力領域」とからなる。また、「コメント入力領域」は、「コメント追加ボタン」と、「写真追加ボタン」と、「コメント入力 欄」とを含む。「コメント追加ボタン」を指等で触れ(タップし)、「コメント入力欄」に対してコメントを入力すると、入力されたコメントが記録される。また、「写真追加ボタン」を指等で触れる(タップする)と、操作者により選択された写真が記録される。

意匠登録第 1497031 号 発電量等表示用データ表示機



【正面図】

【意匠に係る物品の説明】 本物品は、太陽電池パネルでの発電量等を表示するための表示機である。本物品の正面図の表示部に表された画像は、表示機能を発揮できる状態にするための画像であって、太陽電池パネルで発電した発電量等を表示するものである。

<複数画面を有する物品の付与ルールについて>

ひとつの物品に複数の画面があり、各画面に画像が表示されている場合、各画像単位で適合するW分類を 考慮した後、それらを総合して分類付与を行う。

事例



上下2つの画面を有し、上部画像がW11、下部画像がW12と判断できる場合、総合的にW11要素とW12要素を持つものと判断し、W14を付与する

→ W14



上下2つの画面を有し、上部画像がW 11、下部画像もW11と判断できる場合、総合的にW11要素のみを持つものと判断し、W11を付与する

→ W11

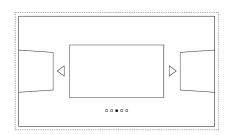
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

機能実行操作部及び情報閲覧表示部を有さず、情報入力操作部のみ有する画像はW11。 情報入力操作部及び情報閲覧表示部を有さず、機能実行操作部のみ有する画像はW12。 情報入力操作部及び機能実行操作部を有さず、情報閲覧表示部のみ有する画像はW13。

<付与の優先ルールについて>

一つの構成要素が情報入力操作部、機能実行操作部、情報閲覧表示部のいずれか2以上を兼ねる場合は、W11(情報入力操作部含む)、W12(機能実行操作部含む)、W13(情報閲覧表示部含む)の順に優先して分類を付与する。

なお、W14の付与判断(複数の構成要素を有するもの)と混同しないように注意する。



図例(意匠登録第 1479893 号:テレビジョン受像機)

中央の矩形部は、一つの構成要素で情報閲覧表示部(W13)と機能実行操作部(W12)を併せ持つが、優先ルールにしたがって W12 が付与される。

<意匠登録出願への分類付与>

- ・参考図のみに画像が表されている場合は、Wを付与しない。
- ・画像部分が破線等で表されていても、Wを付与する。
- ・画像部分に実線と破線が混在している場合、両者を等しく分類付与の判断対象として扱う。(破線部を 分類付与の判断対象から除外しない。)
- ・必要図と参考図で表される画像が異なる場合、必要図のみを分類付与の判断対象とする。

分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)				
過去に分類した物品の名	称			
				_

	意匠分類記号		意匠分類の名称
٧	W19		Ī像構成部品

対応する旧意匠分	類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品		
to the to sleep to the sl. of				
参考分類・参考物品	<u> </u>			
分類記号		分類の名称 または 物品の名称		
工机++比-				
再掲載指示				
分類記号		分類の名称 または 物品の名称		
ニの八粉に合せねこ	フ H/m ロ			
この分類に含まれる	の初中			
定義				
た我 W10~14の画像の構	生式如口	↑ 21		
VV 10~1407回隊の7個	\$ /火 ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ ロ	0,000		
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)				
分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)				
ᅚᇛᆂᇆᄼᅩᅑᇎᆂᄤᄆᇫᇫᄼᅑ				
過去に分類した物品	品の名析	<u> </u>		
	\longrightarrow			